

佐倉市内の事業者の皆さまへ

佐倉市プレミアム付商品券

参加店募集のご案内

募集期間：7月1日（月）～7月25日（木）【一次締切】

★登録料無料 ★換金手数料・振込手数料も無料

佐倉市では、2019年10月の消費税率引き上げ後においても、市内店舗での消費を喚起するため、要件を満たす方を対象として、お得な「佐倉市プレミアム付商品券」を発行します。これに伴い、商品券を使用できる「参加店」を募集します。

販売促進や新規顧客の開拓、増税後の消費落ち込みの抑制対策として、ぜひ商品券の参加店にご登録ください。

■商品券概要

名称	佐倉市プレミアム付商品券
発行者	佐倉市
協力	佐倉商工会議所（参加店募集を市から受託）
発行総額	最大約7億5000万円（うちプレミアム分約1億5000万円）
発行価格	1冊5,000円（額面500円×10枚綴り）を4,000円で販売します。 （対象者1人につき5冊まで）
購入対象者	住民税非課税者・3歳未満子育て世帯主のうち、購入要件を満たす方
発行冊数	最大約15万冊
商品券使用期間	2019年10月1日（火）～2020年3月31日（火）

■問い合わせ先

<参加店登録について>

佐倉市プレミアム付商品券参加店事務局（佐倉商工会議所）

電話 043-486-2331 〒285-0811 佐倉市表町 3-3-10

<商品券事業について>

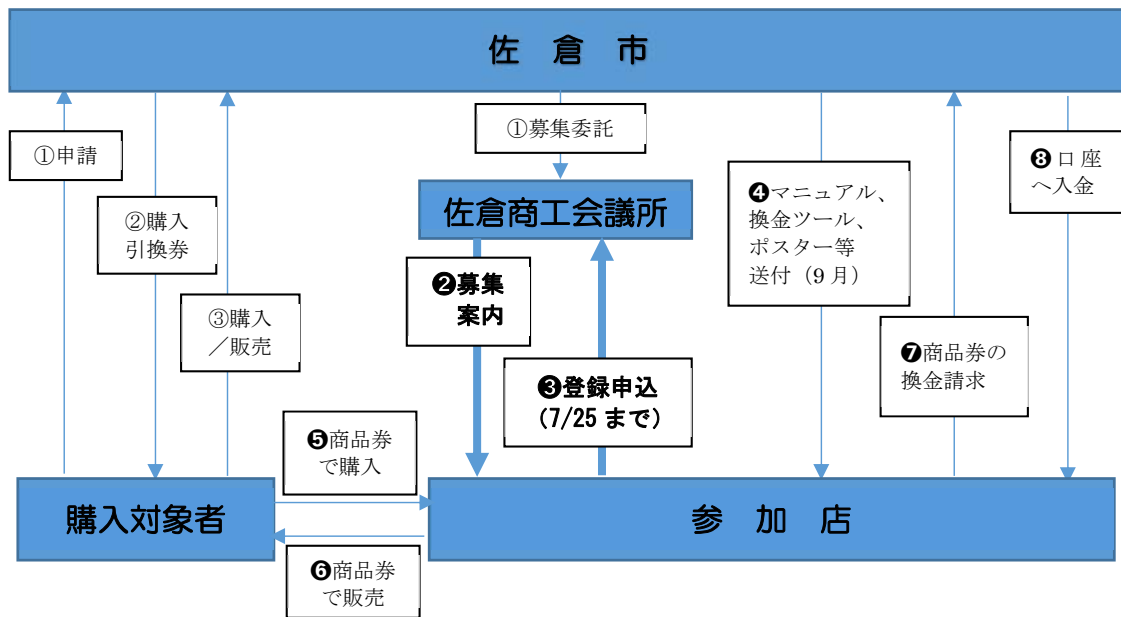
佐倉市役所 産業振興課

電話 043-484-6145 〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97

■申込方法

申込方法	<p>別紙「佐倉市プレミアム付商品券参加店申込書兼誓約書※」に必要事項を記入又は入力し、誓約事項に同意の上、以下へ郵送または持ち込みで提出してください。</p> <p>宛先：〒285-0811 佐倉市表町 3-3-10</p> <p>佐倉市プレミアム付商品券参加店事務局（佐倉商工会議所）</p> <p>※「佐倉市プレミアム付商品券参加店申込書兼誓約書」は、佐倉商工会議所ホームページからもダウンロードできます。https://www.sakura-cci.or.jp/</p>
募集期限	<p>一次締切：2019年7月25日（木）</p> <p>上の期日までに申し込んでいただいた参加店の情報は、ホームページに掲載するほか、商品券購入対象者等へ配布するチラシにも掲載する予定です。</p>
備考	<p>①個別の店舗ごとに申し込んでください。</p> <p>※佐倉市内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとに「参加店申込書兼誓約書」を作成してください。</p> <p>②登録いただいた参加店には、9月以降、参加店用配布物一式（商品券参加店舗等用マニュアル、ステッカー、ポスター、換金ツール、商品券見本）を送付します。</p>

■利用の流れ(白抜き番号が参加店関連、太文字が今回のご案内です。)



■主なスケジュール

内容 \ 日程	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
参加店募集 (一次締切：元年7月25日(木))	➡									
商品券の使用期間 (元年10月1日~2年3月31日)				➡						
商品券の換金受付期間 (元年10月1日~2年4月11日)				➡						

佐倉市プレミアム付商品券参加店申込書兼誓約書

佐倉市プレミアム付商品券参加店事務局（佐倉商工会議所） 宛

商品券の参加店として、下記のとおり登録の申込をいたします。

事業所名			
チラシ掲載用名称 (上記と同じ場合は不要)			
事業所所在地	〒 佐倉市		
電話/FAX	電話 ()	FAX ()	
代表者		HP	
本件担当者	所属/氏名	メール	
	担当者の緊急連絡先（携帯番号等）： ()		
業種 (主たるもの一つに○)	①小売店 ②飲食店 ③理容・美容室 ④その他サービス () ⑤建築・リフォーム ⑥その他 ()		
品目 (小売店の場合のみ。 主たるもの一つに○)	①食料品 ②日用雑貨 ③衣服 ④薬・化粧品 ⑤書籍・文具 ⑥スポーツ・娯楽用品 ⑦家電 ⑧花・苗木 ⑨靴・鞆 ⑩携帯電話 ⑪時計・メガネ・カメラ ⑫自転車・バイク・車 ⑬寝具・家具 ⑭ホームセンター ⑮その他 ()		

■誓約書

- 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- 商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受け付けません。
- 商品券の再販・再流通をいたしません。
- 商品券の偽造・悪用・濫用はいたしません。
- 商品券を紛失・毀損した場合、全て自己責任とし、再発行の申し出は行いません。
- 商品券の使用期間中(2019年10月1日～2020年3月31日)は、真にやむを得ない事情がない限り参加店の途中辞退はいたしません。
- 裏面の募集要項等に記載されている内容に同意し、遵守します。
- 商品券の使用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められた場合、自ら解決に努めます。
- 商品券の取り扱いに関して佐倉市からの改善要請等があった場合には、それに従います。
- 事業者名・所在地・業種・品目の公表(ホームページ等への掲載)について同意します。
- 登録する事業所は、「風俗営業(風俗法第2条「性風俗関連特殊営業」及び第2条第1項4号・5号)を営む事業者」「特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を営む事業者」「役員等が暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者」ではありません。

私は、以上の事項について遵守することを誓約し、参加店に申し込みます。

令和元年 月 日

(事業所名)

(代表者名)

■参加店の募集要項

(1) 申込資格	<p>佐倉市に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の①から④に該当する事業者を除いたもので、佐倉市内の店舗等に限り商品券を使用できるものとします。</p> <p>①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定されている「性風俗関連特殊営業」及び第 2 条第 1 項 4 号・5 号（パチンコ、麻雀、スロット、ゲームセンター等）を含む事業者</p> <p>②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を営む事業者</p> <p>③下記「(4) 対象外品目」に記載の取引、商品のみを取扱う事業者</p> <p>④役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者</p>
(2) 登録料	無料
(3) 対象品目	<p>商品券は、原則として参加店のすべての商品、サービス等の支払に使用可能としていただきます（下記「(4) 対象外品目」を除く）。独自に商品券の使用対象外となる商品等を定める場合は、あらかじめ消費者が認識できる陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。</p>
(4) 対象外品目	<p>次の①から⑧に該当するものは、商品券の使用対象外とします。</p> <p>①不動産や金融商品</p> <p>②換金性の高いもの（有価証券、各種商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等）</p> <p>③現金との換金、金融機関への預け入れ</p> <p>④参加店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）</p> <p>⑤国税、地方税や公共施設使用料などの支払い</p> <p>⑥上記「(1) 申込資格」①に該当する風俗営業に係るもの</p> <p>⑦たばこの小売販売</p> <p>⑧その他、佐倉市が使用について相応しくないと判断した商品、サービス</p>
(5) 厳守事項	<p>①商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引での使用となります。</p> <p>②商品券と現金の交換は厳禁です。</p> <p>③商品券額面に使用が満たない場合であっても、つり銭は出さないでください。</p> <p>④商品券額面を超える使用があった場合の不足分は、現金等で受け取ってください。</p> <p>⑤商品券使用期間（2019/10/1～2020/3/31）外には、商品券を受け取らないでください。</p> <p>⑥商品券の盗難、紛失、滅失または偽造、模造等に対して発行者に責を問うことはできません。</p> <p>⑦参加店であることが明確になるよう、参加店に配布するポスター及びステッカーを消費者が分かりやすい場所に掲示してください。</p> <p>⑧商品券は、消費者から受け取る前に問題がないか確認してください。偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに佐倉市（産業振興課：043-484-6145）へ通報してください。また、確認用として配布する見本券は、商品券を取り扱うすべての従業員等に周知してください。</p> <p>⑨例えば一人で 10 人分に相当する 25 万円もの商品券を一度に使用するといった「商品券の第三者への譲渡等が疑われるケース」を覚知した場合、消費者へ商品券の使用の取り消しについて協力を求めるとともに、佐倉市へ通報し、商品券の適正使用に努めてください。</p>
(6) 換金方法	<ul style="list-style-type: none"> ・換金方法 使用済みの商品券を郵送等によりお送りいただいた後、登録口座へ振り込みます。 ※詳細は、「佐倉市プレミアム商品券」ホームページ等でお知らせします。 ・換金受付期間 2019 年 10 月 1 日（火）～2020 年 4 月 11 日（土）消印有効 ※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。 ・換金手数料 無料

■参加店の取消等について

この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や参加店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。